



## 児童手当

小学校3年生まで

# 支給対象年齢が延長

### 改正の内容

	旧	新
対象年齢	小学校に入る前まで	小学校3年生の年度末まで

手当月額や支払時期はこれまでどおり  
 現在小学校2・3年生の保護者は児童手当の請求手続きを行ってください（小学生1年生については手続きの必要はありません）

児童手当についてのお問い合わせは、市社会福祉事務所（市役所1階1番窓口）☎32 2065へご連絡ください。

### 小学校2・3年生の子どもを持つ保護者のための 新・児童手当の請求方法

#### 必要なもの

- 認定請求書（該当者には送付済み）
- 印鑑と金融機関の通帳（郵便局を除く）
- 保護者の健康保険証または年金加入証明書
- 保護者が厚生年金加入者などの場合に必要
- 保護者の所得証明書

現在児童手当を受けていない場合。昨年1月1日に市内に住所がない場合には**昨年度分**を、今年1月1日に市内に住所がない場合には**今年度分**を提出

#### 監護事実の申立書

18歳未満の養育する児童と別居している場合に必要。児童の住所が市外の場合、児童の世帯全員の**住民票**も必要（現況届で提出済みの場合は不要）

**提出期限** 9月30日（木）

児童手当の支給対象が小学校3年生まで広がります。今回新たに対象となった児童の保護者は、市役所窓口（公務員は勤務先）で、認定請求を行ってください。9月30日（木）までに手続きすると、4月1日（または）

は支給条件に該当した日の翌月）にさかのぼって手当を受けられます。期限を過ぎると、申請月の翌月からの支給になりますので、ご注意ください。児童の生計を維持している人

納期	納期限
2期	8月31日（火）
3期	9月30日（木）
4期	11月1日（月）
5期	12月27日（月）
6期	1月31日（月）

8月は国民健康保険料の納付月です。平成16年度の保険料が確定しましたので、8月中旬に納入通知書（2期から6期分）を発送します（納税組合に加入している人は組合長あてに送付）。納付書が届いたら内容を確認のうえ、各納期限までに市内の金融機関（郵便局を除く）で保険料を納めてください。

## 国民健康保険料 納付のお願い



また、口座振替の人は納期限の日に登録されている口座から引き落とされますので、残高不足にならないよう注意してください。平成16年度の保険料は平成15年中の所得に応じて計算されます。所得の申告をしていないと正しい保険料が算定できません。所得の申告が済んでいない人（公的年金の受給者や勤め先から給与支払報告書が届いている人などは除く）は早めに申告してください。

国民健康保険はみなさんの保険料で成り立っています。納期限内の納付にご協力ください。

国民健康保険についてのお問い合わせは、市保険年金課 ☎32 2071へご連絡ください。